

■ 衆議院議員総選挙	2
■ 老人保健福祉計画「市民の意見を聴く会」	6
■ 財政公表	8
■ 川越百万灯夏まつり	9
■ 国民年金の種別変更届	10
● 社協だより	

喜多院・葵庭園のあじさい（小仙波町1）





私たちは観客ではなく、主役です。

主権者の意思ある大きな一票を

七月十八日、第四十回衆議院議員総選挙が行われます。今後の日本の進路を方向づける、重要な国政選挙です。金銭、物品に動かされない清潔な選挙を心がけましょう。今回の選挙は、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われます。

内閣不信任決議案の可決によって衆議院が解散、総選挙になりました。今回の選挙では、政治改革などについて、さまざまなニュースが報じられ、そこでは、多くの人が、選挙における有権者の役割の重要性を訴えています。

民主政治の基盤は、主権者の意思によって政治が行われることにあります。それは、すべての有権者が平等に持つ、一票の集まりによって成り立ちます。現在の政治をつくったのも、これからの政治をつくっていくのも、紛れもない私たちの一票。「どうせ同じだから……」と棄権することは、自分の行動を他人に任せていることにもなりかねません。

選挙は、私たちが歴史を振り返り、私たちと後生の未来を選択するひとつの機会です。また、民主主義は、より高い投票率によって、より高い現実性を帯びるようになります。私たち自身の権利を尊重し、自分の責任で大切な一票を投じてください。

投票日は7月18日、投票時間は午前7時から午後6時までです。

投票できる方

昭和四十八年七月十九日までに生まれ、平成五年四月三日までに住民基本台帳に登録され、選挙当日まで引き続き市内に居住し、川越市の選挙人名簿に登録されている方。

ただし、市外へ転出した方でも市内の投票所で投票できる場合があります。

*「市外へ転出した方の投票」を参照。

市外から転出した方の投票

平成五年四月四日以降に市外から転出した方は、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、前住所地の投票所で投票することになります。

市外へ転出した方の投票

川越市の選挙人名簿に登録されていた方が、平成五年三月十八日以降に市外へ転出した場合は、新住所地の選挙人名簿に登録されていなければ、川越市で投票できます。また、平成五年三月十七日までに市外へ転出した方は、川越市では投票できません。

投票所入場券

入場券は、ハガキ一枚に同一世帯四人分が印刷されています。投票所へは、各自で入場券を切り離し、本人の入場券だけを持って来てください。

入場券の郵送

投票所入場券は、七月九日(金)ごろから各ご家庭に郵送します。入場券が届いたら、記載内容を確かめ、大切に保管してください。

入場券をなくしたら

選挙当日、ご自分の投票所までお出かけになり、受付係に申し出てください。その場で再発行され、すぐに投票することができます。

投票の種類

投票は、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査です。

投票用紙の記入方法

投票所の投票用紙記載台に候補者の氏名が掲示されています。よく確かめて、投票用紙の所定欄に候補者一人の氏名を「はっきり」記入してください。

最高裁判所裁判官国民審査

投票用紙には裁判官の名前が記入してあります。そのうち、やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に×を記入してください。やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も記入しないでください。

代理投票と点字投票

身体が不自由な方や自分で文字が書けない方のために係員が本人に代わって記入します。また、目の不自由な方は点字による投票ができます。いずれの場合も、投票所で係員に申し出てください。投票の秘密は固く守られます。

不在者投票

皆さんの貴重な一票をむだにしないため、「不在者投票」という制度があります。次のいずれかの理由で、選挙の当日に投票所へ行けことができない方は、ぜひ不在者投票を。▼やむをえない勤務、事故、旅行などの理由で川越市外に滞在中のとき ▼自分の投票区域外で職務、または業務に従事するとき

不在者投票の期間など

期間：衆議院 七月四日(日)～十七日(土) 最高裁 七月十日(日)～十七日(土)
時間：午前八時三十分～午後五時
場所：市役所五階5A会議室
持ち物：印鑑と投票所入場券(入場券が届いていないときは印鑑のみ)

指定病院や老人ホームで行う不在者投票

病気やケガなどで入院している方は、次にあげる市内の病院・老人ホームで不在者投票ができます。希望する方は早めに施設へ申し出てください。

- 埼玉病院 ●川越同仁会病院 ●山仁病院 ●山口病院 ●行定病院 ●赤心堂病院 ●康正会病院 ●三井病院 ●武蔵野総合病院 ●池袋病院 ●広瀬病院 ●西川病院 ●帯津三教病院 ●埼玉医科大学総合医療センター ●霞ヶ関中央病院 ●関本記念病院 ●修裕会病院 ●霞ヶ関南病院 ●岸病院 ●川越市養護老人ホームやまぶき荘 ●特別養護老人ホーム真寿園 ●特別養護老人ホーム陽光園

郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方は、郵便(在宅)投票ができます。次に該当する方は、手帳を「郵便投票証明書交付申請書」に添えて、市

選挙管理委員会にて申請してください。

▼身体障害者手帳を持ち、両下肢・体幹・移動機能の障害の等級が一級または二級の方、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の等級が一級または二級の方

▼戦傷病者手帳を持ち、両下肢・体幹の障害が特別項症から第二項症の方、心臓・じん臓・呼吸器の障害が特別項症から第三項症の方

郵便投票証明書をお持ちの方は、投票日の四日前(七月十四日(水))までに証明書を提示して、投票用紙を市選挙管理委員会に請求してください。

※投票は「郵送」にかかる期間を考え、早めに手続きしてください。

選挙公報と政見放送

今回の選挙では、候補者の党派、氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報が発行され、七月十六日(金)までに、新聞折り込み(スポーツ新聞などを除く)で皆さんのお手元に届きます。届かない場合は、市選挙管理委員会へご連絡ください。選挙公報は、市役所、各出張所などにも置いてあります。また、テレビやラジオによる政見や経歴放送も行われます。放送日時は新聞の番組案内でご確認ください。

開票は市民体育館

今回の選挙の開票は、七月十八日(日)、午後七時三十分から市民体育館で行われます。開票が深夜に及ぶため、来場される場合は、付近の方々のご迷惑にならないようお願いいたします。なお、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

7月18日(日)は、
衆議院議員総選挙です。

投票所案内

明日の日本は、
あなたの一票から。



第46投票所 霞ヶ関北小学校体育館	第40投票所 川越西小学校体育館	第34投票所 大東東小学校	第28投票所 高階南小学校体育館
第47投票所 名細保育園	第41投票所 霞ヶ関南小学校	第35投票所 武蔵野小学校体育館	第29投票所 高階南公民館
第48投票所 名細公民館	第42投票所 みよしの幼稚園	第36投票所 大東公民館	第30投票所 藤岡文化会館
第49投票所 下小坂公民館	第43投票所 霞ヶ関西小学校体育館	第37投票所 大東南公民館	第31投票所 中台2丁目自治会集会所

入場券を確認し、各自で切り離して投票所へ。

第50投票所 下広谷南公民館	第44投票所 東急ニュータウン自治会公民館	第38投票所 大東西小学校体育館	第32投票所 今福下自治会集会所
第51投票所・第52投票所 山田小学校体育館	第45投票所 霞ヶ関北公民館	第39投票所 霞ヶ関公民館	第33投票所 福原公民館

第21投票所 牛子小学校	第15投票所 芳野公民館	第9投票所 城南中学校体育館	第1投票所・第2投票所 初雁中学校柔剣道場
第22投票所 砂会館	第16投票所 芳野中学校体育館	第10投票所 南公民館	第3投票所 川越第一小学校体育館
第23投票所 高階第二保育園	第17投票所 古谷公民館	第11投票所 富士見中学校体育館	第4投票所・第5投票所 川越第一中学校体育館
第24投票所 寺尾中学校柔剣道場	第18投票所 古谷小学校	第12投票所 泉小学校体育館	第6投票所 仙波小学校体育館

投票時間は、午前7時から午後6時までです。

第25投票所 高階小学校	第19投票所 南古谷公民館	第13投票所 新宿小学校	第7投票所 中央小学校
第26投票所・第27投票所 高階中学校体育館	第20投票所 南古谷小学校体育館	第14投票所 川越商業高校体育館	第8投票所 月越小学校旧体育館

豊かな高齢社会を築くために

川越市老人保健福祉計画策定委員会が「市民の意見を聴く会」を開催します

日本が世界に例を見ない速さで高齢化が進行しつつある今、高齢者対策は急務です。川越市では、六十五歳以上の高齢者人口がおよそ二万八千四百人（六月一日現在）と全人口の九パーセントを超え、十年前の一万七千八百人（六・六パーセント）と比べて一万人以上増えています。さらに、平成十二年には六十五歳以上人口が四万人（二二パーセント）を超える勢いです。

市では平成三年に「川越市老人保健福祉計画策定委員会」を設置し、川越市独自の「老人保健福祉計画」の策定に取り組んでおり、計画の素案ができたところですが、今後の策定にあたって、市民の皆さんのご意見・ご提案を伺うため「市民の意見を聴く会」(表I)を開催します。この計画を裏切るものとするために、ぜひとも多くの方々のご参加をお願いします。



豊かな高齢社会を築くために

人生八十年代を迎え、急速に人口の高齢化が進行しています。中でも、七十五歳以上の高齢者の割合が高くなるとともに、介護を要するお年寄りの急増が見込まれています。さらに、家庭での介護力は低下してきており、今後の世代の移り変わりを考慮しても、高齢者の介護に対する需要の増大にかかわる問題は避けて通ることができません。

そこで、この需要に適切に対応できる総合的な介護老人対策を早急に確立し、高齢者の健康と生きがいづくりを積極的に進めることが重要かつ緊急の課題となっています。

このため、国は平成元年に「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」を策定。

これは、二十一世紀の高齢社会を、すべての人が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせる社会を目指したものです。

また、平成二年には、その推進基盤の整備を目的として老人福祉法など八法の改正を実施。平成五年度には、県および町村に対して「老人保健福祉計画」の策定を義務づけています。

老人保健福祉計画策定委員会

川越市においては、本格的な高齢社会を迎えるにあたって高齢者対策の緊急性を認識し、平成三年十一月に「川越市老人保健福祉計画策定委員会(斎藤正男委員長)」を設置し、「川越市老人保健福祉計画」の策定に向け、検討を重ねてきています。委員会は、学識経験者、保健・福祉・医療関係者、市民の代表など二十八人で構成されています(表II)。委員会には「保健・医療・福祉」と「生きがい・まちづくり」の二つの部会が置かれています。検討内容は、国の示した方針に基づき、介護を要する高齢者対策や健康な高齢者対策など広範囲にわたっています。

川越市老人保健福祉計画策定委員会

委員会では、平成三年度に実施した高齢者保健福祉実態調査などを踏まえて検討した結果、サービスの実施目標量、提供体制などについての計画素案をまとめました。そこで、素案について市民の皆さんのご意見を拝聴するため「市民の意見を聴く会」を開催します。委員会では、ご意見を基にしてさらに検討を重ね、二十一世紀の高齢社会に対応できる計画を立てていきます。

計画素案の内容

1 基本理念

二十一世紀の本格的な高齢社会の到来に備えて、すべての市民が「安心して生きがいのある生涯を送ることができ、豊かなまちづくり」を推進するために、行政・地域社会・市民の各層が協力してその実現を目指します。

2 基本方針

基本理念を実現するために、次の基本方針を本計画の目標としています。

■多様なサービス提供と総合化

- 高齢者ひとりひとりのニーズに応じた保健・福祉サービスの展開を図る
- 高齢者が保健・福祉の一体化したサービスを受けられるようにする
- 地域密着型の在宅中心のケア体制を整備する
- サービスを提供する担い手の養成・確保を図る

■自立と自助を高める

- 健康なライフスタイルをつくる
- 生きがいのある生活を送れるようにする
- 高齢者が自立した日常生活を送れるようにする
- 高齢者が経済的に不安のない生活を送れるようにする

■連帯・相互扶助のネットワークの形成

- 高齢者の見守り運動、近隣の助け合いを進める
- 相互扶助のための地域組織・コミュニティづくりを進める
- 受け手としても担い手としても参加する風土づくりを進める
- 市民の誰もが共有できる情報のネットワーク化を図る

■推進体制

- 行政内の組織体制の整備と職員の意識改革を図る
- 関係団体・民間との連携を図る
- 市民・企業の協力体制の整備を図る

3 目標年度
本計画は、平成六年度を初年度とし、平成十一年度を最終目標年度としています。

4 高齢者の状況(平成十二年の推計)

- (1)総人口 三三六、四六〇人
- (2)老人人口
 - ▼六十五歳以上 四〇、二二四人(一一・九六%)
 - ▼七十五歳以上 一四、〇七六(四・一八%)
- (3)要介護老人 七二八人
 - ▼寝たきり老人 四三八人
 - ▼痴呆性老人 二九〇人
- ▼要介護老人 七二八人
- ▼虚弱老人 三、三一六人

5 サービスの目標量・提供体制

本素案では、計画するにあたり次の項目などの整備に努めます。○中学校区を基本として六つのエリアに分け、基本方針に沿って特別養護老人ホーム・老人保健施設・ケアハウス・デイサービスセンター・在宅介護支援センター・訪問看護ステーション・老人福祉センター等の施設を整備する

○サービスの担い手であるホームヘルパー・看護婦・保健婦等の確保を図る

○健康づくり対策・生きがい対策・居住環境の整備を図る

また、健康・福祉サービスの拠点として、中央の地区に「総合サービスセンター」を、各エリアには「地域サービスセンター」を設けることとしています。各センターは次の機能を有し、高齢者の多岐にわたるニーズに迅速かつ総合的に対応しようとするものです。

- 総合サービスセンター
 - 総合相談窓口機能・サービスマネージメント機能・情報収集提供機能・マンパワー養成機能など
- 地域サービスセンター
 - 一次相談窓口機能・ケースマネージメント機能・介護機器の常設展示機能など

問い合わせ：高齢福祉課 ☎内線2200

表I 市民の意見を聴く会日程

月日	時間	会場
7月28日(水)	午後7時～9時	川越西文化会館
7月30日(金)	午後1時30分～3時30分	高階南公民館
8月1日(日)	午後2時～4時	川越福祉センター
8月3日(火)	午後1時30分～3時30分	川越市農協古谷支店

表II 川越市老人保健福祉計画策定委員会委員

◎=委員長 ○=副委員長

選出区分	氏名	氏名	氏名
学識経験者	永堀善一	○忍田宗和	山下かつ代
	佐藤恵士	桑山静子	山根隆治
	佐藤進	小野寺伸夫	加瀬裕子
	片桐達夫	林玉子	
保健医療福祉の代表者	○広沢静吾	犬竹庸二	篠田俊雄
	前田和秀	荘道子	◎斎藤正男
	戸口正夫	岸三吉	
市民の代表者	小池春雄	中里甲子寿	佐野康子
	清水専一		
市職員	藤田信明	安達元孝	福田功
	江守秀男	坂口一雄	

イベントガイド

24日(土)

- かき氷・トコロテン・生ビール販売 4:00PM~
- 金魚すくい 4:00PM~
- 納涼広場 5:00PM~
- ピアガーデン 3:00PM~9:00PM
- 姉妹都市棚倉町物産展 3:30PM~7:00PM
- 交通安全風船プレゼント 3:30PM~7:00PM
- 綿菓子プレゼント 3:30PM~7:00PM
- インディアカ 4:00PM~5:30PM
- 氷・ラムネ・生ビール販売 4:00PM~
- カラオケ大会 7:00PM~9:00PM
- 子供花火大会 7:00PM~9:00PM
- NTTテレホンカード販売 3:00PM~6:00PM
- 臨時郵便局はがき・切手販売 3:00PM~6:00PM
- 宝くじ販売 3:00PM~6:00PM
- とびいり「演歌の夕べ」 7:00PM~
- ストリートパフォーマンス(大道芸) 7:00PM~
- お雛子競演会 6:00PM~
- 和太鼓競演 7:30PM~
- 武州よさこい踊り 7:30PM~

25日(日)

- かき氷・トコロテン・生ビール販売 4:00PM~
- 金魚すくい 4:00PM~
- 納涼広場 5:00PM~
- ピアガーデン 3:00PM~9:00PM
- ゲートボール 4:00PM~
- 交通安全風船プレゼント 2:00PM~9:00PM
- 綿菓子プレゼント 2:00PM~9:00PM
- ちびっ子消防体験広場 4:00PM~5:30PM
- 消防クイズ 4:00PM~5:30PM
- ヨーヨー風船釣り 4:00PM~5:30PM
- 金魚釣り大会 4:00PM~
- ヨーヨー釣り大会 4:00PM~
- ラムネ・生ビール販売 4:00PM~
- 子供花火大会 7:30PM~
- NTTテレホンカード販売 3:00PM~6:00PM
- 臨時郵便局はがき・切手販売 3:00PM~6:00PM
- 宝くじ販売 3:00PM~6:00PM
- チャリティー謝恩福引き大会 5:30PM~
- ガールスカウトによる手芸教室 4:00PM~
- かき氷販売 4:00PM~
- ジャングルナイトライブ 6:00PM~
- 〇×クイズ 6:00PM~
- お雛子競演会 6:00PM~
- 和太鼓競演 7:30PM~
- 武州よさこい踊り 7:30PM~

※都合により、行事・時間などを変更することがあります。

市営連雀町駐車場の臨時休業

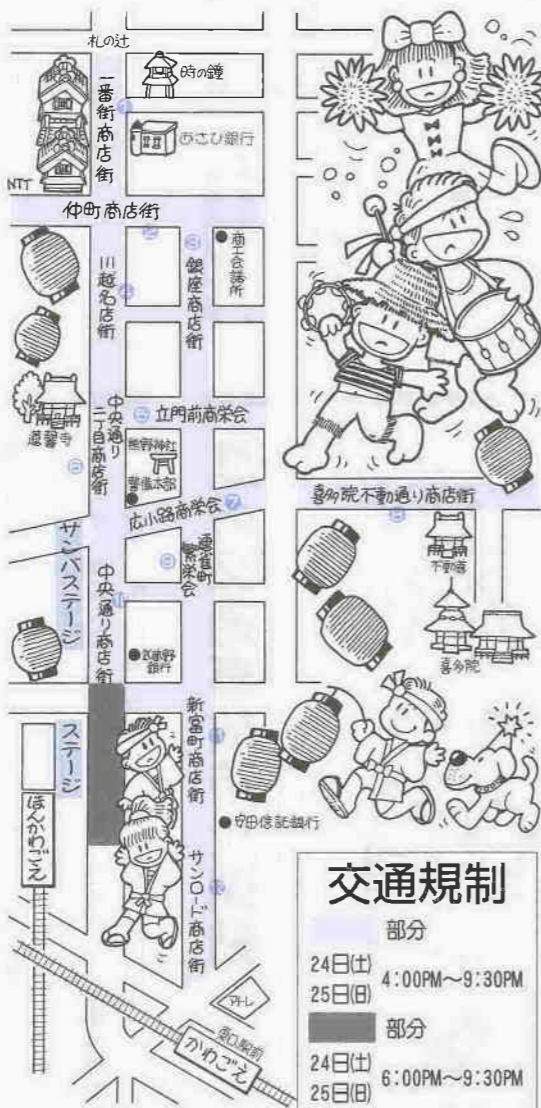
7月23日(金)~25日(日)の3日間は「川越百万灯夏まつり」の会場となるため、臨時休業します。

問い合わせ…商工観光課商工係
☎内線452



川越百万灯夏まつり

7月22日(木)~25日(日)



開会式
24日(土)午後5時
連雀町交差点サンバステージ

パレード
24日(土)午後5時45分
一番街蔵造り資料館駐車場と成田山川越別院の二か所から出発し、本

川越駅前まで
ふれあいサンバ KAWAGOE
24日(土)午後7時
札の辻交差点〜本川越駅前

手づくりみこし大行進
25日(日)午後6時
コース：広小路商店街〜連雀町交差

チャリティーワッペン福引き大会
24日(土)午後3時~9時
25日(日)午前10時~9時
武蔵野銀行川越支店駐車場
※ワッペンは商工会議所で販売中。一枚百円。

交通規制

- 部分 24日(土) 4:00PM~9:30PM
- 部分 25日(日) 6:00PM~9:30PM

百万灯夏まつりに関するお問い合わせは、川越商工会議所☎22-3100

財政公表

平成4年度下半期 財政課内線441

市では年2回、市の財政事情を公表しています。今回、公表する財政事情は、平成4年度下半期(平成4年10月1日~同5年3月31日)を対象としたもので、平成5年3月31日現在のものです。

一般会計・特別会計とも出納閉鎖日は、5月31日となっています。このため、平成4年度決算は12月に発行する広報紙で公表します。

この下半期には、霞ヶ関保育園やリサイクルセンターなどの事業が完了しています。

一般 一般会計 収支状況

歳入	予算現額	収入済額	収入率	歳出	予算現額	支出済額	執行率
市税	485億4,658万円	458億6,113万円	94.5%	教育費	165億5,458万円	136億2,081万円	82.3%
市債	80億5,720万円	4億7,920万円	5.9%	衛生費	138億4,364万円	38億8,557万円	28.1%
国庫支出金	56億117万円	27億6,542万円	49.4%	土木費	128億6,432万円	86億7,224万円	67.4%
諸収入など	44億9,752万円	42億5,507万円	94.6%	民生費	122億8,956万円	93億757万円	75.7%
地方譲与税など	41億8,140万円	39億2,606万円	93.9%	総務費	92億1,891万円	73億5,744万円	79.8%
繰越金	33億7,940万円	33億7,940万円	100.0%	消防費など	50億2,719万円	39億4,207万円	78.4%
県支出金	20億7,716万円	14億3,598万円	69.1%	公債費	45億4,741万円	45億3,497万円	99.7%
使用料・手数料	9億2,069万円	9億2,907万円	100.9%	商工・労働費	22億1,732万円	19億8,162万円	89.4%
繰入金	8億5,601万円	8億5,601万円	100.0%	農林水産業費	17億1,401万円	14億2,939万円	83.4%
分担金・負担金	7億7,770万円	7億241万円	90.3%	議会費	6億1,789万円	5億7,960万円	93.8%
歳入合計	788億9,483万円	645億8,975万円	81.9%	歳出合計	788億9,483万円	553億1,128万円	70.1%

特別 特別会計 収支状況

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
下水道	133億1,417万円	29億2,055万円	21.9%	92億4,577万円	69.4%
国民健康保険	121億7,277万円	97億8,509万円	80.4%	101億6,341万円	83.5%
老人保健医療	108億1,306万円	95億1,449万円	88.0%	97億5,067万円	90.2%
競輪	60億2,867万円	55億3,629万円	91.8%	55億3,198万円	91.8%
公共地下駐車場	3億557万円	3億737万円	122.3%	2億752万円	90.1%
都市下水道	2億433万円	1億263万円	50.2%	1億857万円	90.9%
交通災害共済	9,141万円	8,593万円	94.0%	7,792万円	85.2%
休日急患診療	3,098万円	2,671万円	86.2%	2,617万円	84.5%
合計	429億6,096万円	283億4,543万円	66.0%	352億5,687万円	82.1%

※特別会計とは、普通地方公共団体から特定の入を特定する場合など、特定の入を特定して区別して経理する必要があるものです。条例によって設置することができます。(地方自治法第二〇九条参照)

企業 (水道) 企業会計 収支状況

収入	予算現額	収入済額	収入率	支出	予算現額	支出済額	執行率
収益的収入	53億6,526万円	54億939万円	100.8%	収益的支出	57億5,601万円	56億5,080万円	98.2%
資本的収入	5億3,011万円	7億6,440万円	144.2%	資本的支出	23億7,522万円	23億6,144万円	99.4%

※収益的収支とは、家庭への給水や県水の受水など、営業活動から生じる収入と支出のことです。
※資本的収支とは、将来の給水に備えて浄水場を建設するなどの設備投資から生じる収入と支出のことです。

市債 (長期借入金) 市債現在高

市債合計	594億1,338万円
一般会計	126億3,052万円
義務教育債	56億5,716万円
土木債	34億4,426万円
総務債	90億7,834万円
その他	199億3,822万円
特別会計	67億4,930万円
下水道事業債	14億7,648万円
水道事業債	4億3,910万円
川越駅東口公共地下駐車場事業債	
都市下水道事業債	

年金資金・簡易保険資金の還元融資事業

皆さんが納めた厚生年金や国民年金の資金の一部は、年金資金還元融資事業として、また郵便局の簡易保険や郵便年金の資金の一部は、簡易保険資金還元融資事業として、市町村の事業に融資されています。本市では、昨年度完成した次の施設が、これらの融資を受けています。

- ▶年金資金還元融資事業
 - 霞ヶ関保育園
 - 山田小学校・大東中学校屋外運動場夜間照明施設
 - 高尾第三保育園用地
 - 東清掃センター不燃物処理施設整備事業
 - 清掃運搬施設整備事業
 - 西清掃センター大規模改修整備事業
- ▶簡易保険資金還元融資事業
 - 新宿小学校用地
 - 高階中学校柔剣道場
 - 東中学校技術科棟
 - 第一学校給食センター

お済みですか? 種別変更届

人生には、いろいろな節目があります。そのうち就職、退職、結婚などにより収入の形態が変わるときには国民年金の種別(表①)が変わり、保険料の納付方法が異なります。

すでに国民年金に加入している方でも、表②に該当するような場合には、種別変更の届け出が必要になります。

届け出を忘れると保険料を余分に支払ってしまったり、年金を受

表① 加入する国民年金

種別	該当する人	保険料の納め方
第1号被保険者	日本国内に住所がある自営業者、農林漁業者、無職者などで、厚生年金または共済年金に加入していない20歳以上60歳未満の方 * 学生も含まれます。 * 次の方は、本人の希望により加入できます。 ①老齢(退職)年金を受けている20歳以上60歳未満の方 ②日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方 ③日本国内に住所がない20歳以上65歳未満の日本人	市役所から送られる「納付通知書」によって指定金融機関に納めてください。 * 領収書は、大切に保管しておいてください。 * 口座振替もご利用いただけます。
第2号被保険者	①厚生年金の加入者 ②共済組合の組合員	給料から厚生年金保険料、共済組合長期掛金として差し引かれ、その中に基礎年金部分としての国民年金保険料が含まれています。 第2号被保険者が加入している年金制度によって合わせて負担しますので、自分で納める必要はありません。
第3号被保険者	第1号被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻など)で20歳以上60歳未満の方	

表② 届け出の種類

種類	こんなときに	こんな届け出を()内は持ち物
自営業をやめ、会社員に	国民年金被保険者資格喪失届	(印鑑・健康保険証・年金手帳)
会社を退職し、自営業に	国民年金被保険者資格取得届、再取得届	(印鑑・健康保険証・年金手帳)
会社を退職し、自営業に	国民年金被保険者資格取得届、再取得届	(印鑑・健康保険証・年金手帳)
会社を退職し、サラリーマンと結婚し、専業主婦に	国民年金被保険者資格取得届、再取得届	(印鑑・年金手帳・配偶者の年金手帳・健康保険証)
サラリーマン家庭の専業主婦から会社員に	国民年金被保険者資格喪失届	(印鑑・健康保険証・年金手帳)
サラリーマン家庭の専業主婦からの自営業に	種別変更届	(印鑑・健康保険証・年金手帳)
自営業をやめ、サラリーマンと結婚し、専業主婦に	種別変更届	(印鑑・年金手帳・配偶者の年金手帳・健康保険証)

子育て中のお母さんへ

毎日、子どもと接していて気になることや悩むことはありませんか。地域で育児についての情報を伝え合ったり、気軽に助け合ったりできる機会が少なくなる一方、仕事や社会活動に追われ、子育てに十分な時間が取れないなど、悩みは増えています。

市では、昭和六十年から「子育て電話相談」を行い、皆さんの相談などに応じてきましたが、この度、その内容を広げて「地域子育て

7月12日は、「検審」の日

検察審査会は、検察官の行った「不起訴」処分が正しかったかどうかなどを審査する機関です。私たちが交通事故、詐欺、窃盗などの被害にあったとき、検察官は、警察の捜査結果に基づき、加害者に処罰を求める「起訴」か処罰を求めない「不起訴」かを決定します。このとき、検察官が決定した不起訴処分が私たちが不満である場合は、検察審査会に審査の申し立てができることになっています。審査の申し立てや相談は、無料。お気軽にご相談ください。

検察審査会事務局では、検察審査会の役割を紹介したビデオテープを貸し出しています。ご希望の方は、同事務局までご連絡ください。

問い合わせ：川越検察審査会事務局
局番25-3500

コンポスト(生ゴミ処理容器)のあつせん

市では、コンポストのあつせんとして、購入を希望される方には、補助金交付制度を設け、生ゴミの減量化を進めています。本年度分はまだ余裕がありますので、引き続き、補助金の交付申請を受けたい方は、一基の補助を受けた方も申請できます。

代金は、販売店が容器を納入したときにお支払いください。

問い合わせ：環境整備課資源対策係 局内線245

大きさ	メーカー希望価格	あつせん価格	補助額	個人負担額
1100リットル	八、000円	五、150円	四、000円	一、150円
1900リットル	九、500円	五、150円	四、000円	一、150円

入賞おめでとう 水道週間ポスター

水道週間にちなみ、水の大切さを訴えるポスターのコンクールが開催されました。応募総数一、八五三点の中から次の作品が入賞しました。(敬称略)

小学生の部
特賞：牧野雄也 上戸小一年、倉持美穂 月越小三年、佐々木静香 仙波小四年、塚原あい 仙波小五年、後藤絢 名細小六年
賞：鹿島考修 古谷小一年、佐藤希 上戸小一年、西川隼 月越小二年、篠原友梨 上戸小二年、松村美知代 川越小三年

中学生の部
特賞：三春ひとみ 大東西中三年、金賞：近松陽子 野田中二年、菅隆正 大東西中三年
賞：三人 銅賞：五人 佳作：十五人

問い合わせ：水道管理課管理係 局番23-3061

夏の交通事故防止運動

7月20日(火)～8月31日(火)



7月1日から

下水処理を開始

次の地番が下水処理区域になりました。該当する地番に家屋を所有する方は、3年以内に水洗化する義務が生じます。市の指定下水道工事店に依頼し、速やかに水洗化工事を済ませてください。

一部区域とは、地番の一部が処理区域になったことをいいます。

問い合わせ…下水維持課指導係 局内線274

全部区域…今福218・219・469・471～473・477・859・865～867・872・897・905・916～918・920・927～929・945・1432～1440・1443・1445・1451・1452・1475・1660～1662・1736・1755・2770～2774・2779～2783・2785・2805～2807・2809・2811・2812・2815・2817・2818・2823番地▶今福字中台 473番地▶砂久保 143番地▶大袋新田63・67～69・72・73・78・79・82・83・89・99～101・105・108・110・113・114・119・773・986・988・994・995・1012・1013番地▶藤倉392・393番地▶笠幡4510・4521・4522・4525・4526・4528・4529・4531・4796番地▶的場1347・1360・1361・1368・1376・1687～1689・1694・1697～1701・1703～1706・1713・1714・1719～1730・1735・1762・1764・1768・1772～1774・1779・1780・1786・1788・1797・1798・1804・1805・2583・2586～2595・2598・2599・2603・2684・2685番地

一部区域…今福736・858・884・896・904・943・944・1737・2786・2808・2810・2813・2814・2819～2822番地▶砂久保137番地▶大袋新田64・70・77・84・88・98・102・106・109・115・117・991・999・1003番地▶大袋1183番地▶笠幡3025・4533番地▶的場1707・1803・1807・2584・2597・2600番地

夏の電力ピーク(平日の午後1時～4時)は、節電にご協力を。カーテンやブラインドを活用すると、冷房の効率がアップします。

6月25日発行の広報川越でお知らせした郵便番号の変更に誤りがありました。(正)…小仙波は350(川越局)の地域です。

市の事業資金融資制度をご利用ください

事業の運営資金に市の事業資金融資制度をご利用ください。ただし、融資を受けるためには対象者として掲げたすべての条件に当てはまらなければなりません。また、それぞれの制度は、併用できるものもあります。詳しくは、商工観光課にお尋ねください。

■中小企業近代化資金
 融資対象者：市内に事業所があり、引き続き一年以上同一事業を営んでいる中小企業者▼市税を完納している方。
 融資限度額：三千万円以内
 融資期間：運転資金Ⅱ八年▼設備資金Ⅱ十年

■無担保無保証人融資
 融資対象者：市内に事業所があり、引き続き一年以上同一事業を営んでいて、常時使用する従業員が五人(商業・サービス業二人)以下の法人および個人▼市民税

■保証料の補助
 埼玉県信用保証協会の保証料に対して四〇パーセントの補助を行っています。

■小口金融あつせん
 融資対象者：市内に事業所があり、引き続き六か月以上同一事業を営んでいる中小企業者▼市税を完納している方。
 融資限度額：四百五十万円以内
 融資期間：運転資金Ⅱ四年▼設備資金Ⅱ六年
 年利：四・〇パーセント

■所得割が課せられていて、市税を完納している方▼年齢が六十五歳以下の方▼埼玉県信用保証協会の保証付き借入れを受けていない方
 融資限度額：四百五十万円以内
 融資期間：運転資金Ⅱ四年▼設備資金Ⅱ六年
 年利：四・〇パーセント

■問い合わせ：商工観光課商工係
 内線454

町名地番変更のお知らせ

平成五年七月一日付で「大字野田の一部」が、「大字小室字鶴塚」と「上野田町」に編入されました。該当する地域の関係者は、所在地番、登記関係など、すべてに新町名地番を使用することになります。ご注意ください。

問い合わせ：区画整理課地区整理係
 内線5002



戦没者の妻などの特別給付金請求

戦没者の妻、父母などに支給する給付金のうち、次に該当する方は、間もなく請求期限が切れます(時効)。まだ請求が済んでいない方は、早めに福祉課で手続きしてください。なお、すでに請求を済ませている方は、手続きの必要はありません。

平成五年七月三十一日時効分
 (受け付けは、平成五年七月三十一日まで)
●戦没者の父母等に対する特別給付金
 第九回号(六十万円)
 対象者：アⅡ第七回号の受給者で、平成二年八月一日において遺族給与金の受給権を有し、かつ、平成二年七月三十一日までに氏を同じくする自然血族の子または孫を有しなかった方▼イⅡ時効によりアを未受給の方

●戦没者の妻に対する特別給付金
 第七回号(六十万円)
 対象者：アⅡ第五回号の受給者で、平成二年十月一日において遺族年金等の受給権を有し、かつ、平成二年九月三十日までに氏を同じくする自然血族の子または孫を有しなかった方▼イⅡ時効によりアを未受給の方

●戦傷病者等の妻に対する特別給付金
 第十三回号(五万円)
 対象者：アⅡ第六回に号の受給者で、昭和五十八年四月一日前に公務傷病以外の原因により死亡した戦傷病者等の妻▼イⅡ時効によりアを未受給の方

平成五年九月三十日時効分
●戦没者の妻に対する特別給付金
 1 第四回号(六十万円)
 対象者：アⅡ特別給付金号の受給者で、平成二年十月一日において遺族年金等の受給権を有している方▼イⅡ時効によりアを未受給の方

●戦没者の父母等に対する特別給付金
 1 第七回号(六十万円)
 対象者：アⅡ第五回号の受給者で、平成二年十月一日において遺族年金等の受給権を有し、かつ、平成二年九月三十日までに氏を同じくする自然血族の子または孫を有しなかった方▼イⅡ時効によりアを未受給の方

●戦没者の妻に対する特別給付金
 2 第十四回号(七十五万円)
 対象者：アⅡ第九回に号の受給者で、平成二年十月一日において遺族年金等の受給権を有し、かつ、平成二年九月三十日までに氏を同じくする自然血族の子または孫を有しなかった方▼イⅡ時効によりアを未受給の方

●戦没者の父母等に対する特別給付金
 第七回号(六十万円)
 対象者：アⅡ第五回に号の受給者で、平成二年十二月一日において遺族年金等の受給権を有し、かつ、平成二年十一月三十日までに氏を同じくする自然血族の子または孫を有しなかった方▼イⅡ時効によりアを未受給の方

問い合わせ：福祉課総務係
 内線2004

プライベートテープの製作

川越市立図書館では、これまでに行っている対面朗読、録音図書、貸し出しサービスに加え、六月からプライベートテープの製作を始めました。プライベートテープとは、視覚に障害を持つ方、ひとりひとりの希望に応じ、希望者のカセットテープに直接録音サービスを提供するものです。利用できるのは、図書館にある書籍、雑誌などです。録音図書になっていなかったり、一部分をテープで聴きたかったりするときなどに活用ください。サービスを受けるには、利用登録が必要です。初めて利用される

問い合わせ：市立図書館
 22100

障害者の福祉制度 4

障害福祉課 内線874

障害基礎年金について

障害を持たれる方の生活を保障する制度として「障害基礎年金」があります。今回は、この年金についての疑問にお答えします。

■どんな人に支給されるのですか？
 国民年金に加入しているときに初診日がある傷病により、その初診日から一年六か月を経過した日(その日までに症状が固定したときは、その固定した日(障害認定日))に、一定の障害の状態(国民年金障害等級表の一、二級)に該当し、さらに一定の納付要件を満たしている方が対象です。

納付要件とは、初診日前に保険料を納めた期間(保険料免除期間を含みます)が加入期間の三分の二以上あることです。ただし、平成八年三月までは、初診日の前々月からさかのぼった一年間に保険料の未納期間がない方も、対象になります。

二十歳前に障害者となった方は、二十歳になったときから対象になります。ただし、他の公的年金を受けているときの恩給等の制限と本人の収入による所得制限があります。

■年金額はどのくらいですか？
 年金額は定額で、平成五年度は次のとおりです。
 ▼一級Ⅱ九二一、六〇〇円▼二級Ⅱ七三七、三〇〇円

年金を受け取ることができるときは、その方に扶養されている十

加算対象の子	加算額(年額)
一人目まで	一人当たり二二、五〇〇円
二人目以上	一人当たり七、八〇〇円

二級の子がいるときは、右表の額が加算されます。

■どんなケースが年金を受けられませんか？
 次の方は、障害の状態が該当していても年金が受けられません。
 ▼二十歳以上で国民年金に加入していない方
 ▼年金に加入していても納付要件を満たしていない方
 なお、厚生年金に加入している方については、障害厚生年金を受け取ることになります。

問い合わせ：保険年金課年金係
 内線2000

いきいきバレー 14

無理をしないこと、継続すること



川越一桐倉リレー(平成4年10月24日) 栃木県石橋町を走る沼田さん

霞ヶ関村の青年団のころから陸上を始めたという沼田市造さん(的場)は七十歳のアスリート。戦争で空白の期間があったものの、昭和三十八年に東洋大学に勤務してからは、グラウンドが近かったため、四百メートルのトラックを毎日二十五周、二十年間走ったそうです。同五十八年に退職後も自宅からおおよそ二キロメートルのところにある安比奈運動公園まで往復。公園のトラックを十五周走ることが日課になっています。

沼田さんは、坂戸毎日マラソンには第一回から、川越市ウォークソンには第二回から連続出場。また、川越一桐倉間のリレーマラソンでも活躍し、友好都市桐倉町の六万石ロードレースなどにも参加しています。大会に出るのは、健康づくりが目的で、完走を重視。身体に負担をかけず、年齢やそのときの気分、体調を考慮して無理しないで走ることが大切といいます。しかし競技によっては「種目がもう少し年齢別に分れていれば、いい成績が残せる」と意欲的

健康に関するテレビ番組は必ず見るように心がけているという沼田さんは、卵を酢で溶かして飲む健康法「酢卵」も実践。たいていの人は、味が合わなくてやめてしまうとのことですが、三十年続けている健康の秘けつだとか。また、酒は量を決め、一日おきに「楽しみ」として飲むようにしているほか、睡眠を十分にとる、食べ過ぎないなど、健康管理に努めています。

四十五年間連れ添っているアサさん(68歳)は「結婚してから病気とけんかは一度もないんですよ」と証言。明るい家庭も健康の基になっているようです。

川越市役所は、4月から毎週土曜日が休みになりました。

車庫棟2階にありましたが、土地政策課は7月19日(月)から本庁舎5階に移ります。

ふれあいと対話が築く 明るい社会

毎年七月は「社会を明るくする運動」月間です。「社会を明るくする運動」は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪の無い明るい社会を築こうとするものです。

今年も、昨年を引き続き「少年の非行防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求め、重点目標としています。これは、数のうえでは減少傾向にあるものの依然として刑法犯（交通関係を除く）の検挙人員の半数以上を少年が占める状態を憂慮したもので、

十四歳から十六歳までの少年、経済的にも不自由のない一般的な家庭の少年による非行が高い割合を占め、万引きや乗り物盗などの

窃盗事犯、シンナーや覚せい剤などの薬物乱用事犯が後を断たない状態にあります。しかし、何の理由もなく、ある日突然こうした状況が生じるわけはありません。それには、社会の風潮や人間関係、家庭や学校における環境が及ぼす影響など、少年たちを取り巻く周囲の状況によるところが少なくありません。

少年の時期は、多感なもの。子どもと大人の間に自己の確立と社会性の育成に揺れ動く状態は、本人だけの力で乗り越えるには困難な場合もあります。七月、八月の開放的な季節感に加え、自由な夏休みは、少年たちにとって貴重である反面、気の緩み、時間を持て余すことにもなりかねません。また、そうした状況をねらってさま

ざまな誘惑があることも事実です。犯罪や非行のない明るい社会の実現は、私たち共通の願いです。その願いの実現には、犯罪や非行を起こさせない社会環境をつくることにも犯罪や非行から立ち直ろうとしている人たちが社会を受け入れ、援助の手を差し伸べていかなければなりません。大切なのは、理解すること、信頼すること、対話することです。

次代を担う少年の健全な育成のため、専門の機関や団体の努力もさることながら、地域社会の皆さんの積極的な協力が必要です。皆さんの温かい心で少年たちを見守ってください。

問い合わせ：福祉課総務係 ☎内線 2001

お知らせペック

催し

●小・中学生福祉体験スワール
川越市社会福祉協議会 ☎25-5703
福祉映画や車イス・点字などの体験。
日時：8月11日(水)、午前10時～午後3時 会場：川越福祉センター 対象：市内在住の小・中学生(親子でも可) 定員：百人 申し込み：7月16日(金)、午前9時から電話で川越市社会福祉協議会

●ちびっ子消費者のサマースワール
生活情報センター ☎26-7066
お菓子やジュースを使った実験とお菓子工場見学。同一内容で二回実施。
日時：会場：7月29日(水)・川越公民館 ☎8月4日(水)・中央公民館、いずれも午前10時～午後5時 対象：小学四～六年生 定員：各先着三十五人 経費：三百円 申し込み：7月17日(土)、午前11時から経費を添えて生活情報センター(電話可)

●第三回親子の郷土学習会
川越市観光案内所 ☎46-2027
シルバークガイドによる喜多院周辺の案内。
日時：8月21日(土)(雨天の場合22日(日))、午前8時30分集合 集合場所：喜多院多宝塔前 定員：先着百人 対象：小・中学生(小学生は保護者同伴) 経費：拝観料小・中学生二百円 ▼大人四百円 申し込み：ハガキに住所・氏名・学校名・学年・電話番号・保護者名(参加承諾印)を明記し、川越市観光

案内所 ☎350-11 脇田本町 三九一九
●川越市星空観察の集い(全国星空継続観察)
環境管理課 ☎内線236
こと座周辺の星空観察、大気透明度・環境良好度の調査。
日時：7月28日(水)、午後7時30分～9時 会場：農業ふれあいセンター緑地広場 対象：市内在住の方(小学生は保護者同伴) 定員：先着三十人 経費：五百円 申し込み：7月19日(月)、午前9時から経費を添えて環境管理課

●第四回収蔵品展
市立博物館 ☎22-5309
昭和62年から寄贈された「米作り」に関する資料の展示。
日時：7月20日(火)～9月12日(日) 午前9時～午後5時(月曜日・第四金曜日休館)

●第十七回全国高等学校総合文化祭(吟詠剣詩舞の部)
社会教育課 ☎内線311
8月4日(水)～8日(日)に全国都道府県代表の高校生による芸術文化活動の発表会。川越市では、吟詠剣詩舞の部が開催されます。
日時：8月5日(木)、午前9時30分～午後5時30分 会場：市民会館 定員：先着二百人 経費：無料 申し込み：当日直接会場へ

クワウンポトル大会

川越運動公園陸上競技場 ☎24-8801
施設管理公社主催。
日時：8月29日(日)、午前9時～正午 対象：市内在住が在勤の18歳以上の方(二チーム五人) 定員：三十チーム抽せん) 経費：一人三百円 申し込み：7月15日(水)～25日(日)に、陸上競技場施設管理公社(市民会館内)または西文化会館

●市民文化課の相談
市民文化課 ☎内線862
行政書士相談
官公庁に提出する申請書類作成の相談。
日時：毎月第二・第四木曜日、午前10時～午後4時 会場：市民文化課相談室
内職相談
日時：毎週火・金曜日、午前10時～午後4時 会場：市民文化課相談室
パート相談
日時：毎月第二・第四火曜日、午前10時～午後4時 会場：市民文化課相談室

●登記相談
土地・家屋の表示および所有権の登記に関すること。
日時：7月19日(月)、午前10時～午後4時 会場：市民文化課相談室
●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●少年少女水泳教室
保健体育課 ☎内線316
日時：8月3日(火)、午後1時～3時30分 会場：川越公民館 対象：お年寄りのホケで悩んでいる方 定員：先着十人 申し込み：7月19日(月)、午前9時から高齢福祉課(電話可)
●身障・ちえ遅れの巡回相談
障害福祉課 ☎内線873
日時：7月27日(火)、午後1時30分～4時 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

川越市女性懇話会 日程変更のお知らせ

古谷公民館 = 7月23日(金)
↓
古谷公民館 = 8月18日(水)午後2時～4時
福原公民館 = 7月27日(火)
↓
福原公民館 = 8月17日(火)午後2時～4時
※会場の変更はありません。
問い合わせ…婦人青少年課婦人係 ☎内線581

●巡回相談(痴ほう性老人)
高齢福祉課 ☎内線239
精神科医師、ケースワーカー、保健婦による痴ほう性老人とその家族のための相談。
日時：7月20日(火)、午前10時～午後4時(電話でも相談に応じます) ☎42-6815(専用)

●少年少女バトン教室
保健体育課 ☎内線316
日時：8月2日(月)～10日(火)、午前9時30分～11時30分 会場：市民体育館 対象：市内在住が在学の小・中学生 定員：先着三十人 経費：千円 申し込み：7月19日(月)、午前10時から経費を添えて保健体育課
●少年少女体操教室
施設管理公社 ☎25-8720
日時：7月26日～8月26日、毎週月・木曜日、午前9時30分～11時30分(7月26日・29日・8月5日・9日は午後1時30分～3時30分) 会場：市民体育館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

●巡回市民相談
一般相談、行政相談、法律相談。相談は、関係書類を持ち本人が来てください。
日時：7月26日(月)、午前10時～午後4時(受け付けは午後3時まで) 会場：南公民館

- 川越市役所 ☎24-8811
健康課管理係 (☎内線252)
予防係 (☎内線254)
保健指導係 (☎内線257)
- 保健センター ☎24-8611
- 川越保健所 ☎24-0380

けんこう

●献血にご協力を

夏の暑い時期は、新鮮な血液が不足しがちです。ぜひ、献血にご協力ください。

- 7. 12(月)・・・川越市役所
午前10時～正午
午後1時～3時30分
問い合わせ・・・健康課管理係
- 7. 26(月)・・・川越献血ルーム
午前10時～午後1時
午後2時～5時30分
問い合わせ・・・川越中央ライオンズクラブ ☎25-7155
- 7. 31(土)・・・川越西郵便局
午前10時～正午
- 7. 31(土)・・・川越西文化会館
午後1時～3時30分
問い合わせ・・・健康課管理係



⊕休日の診療機関⊕

- 休日の当番医
〔受付時間＝午前9時～午後5時〕
- 7. 11(日)・・・霞ヶ関眼科クリニック(眼)
霞ヶ関東2-11-13 ☎32-2119
- 7. 18(日)・・・森田耳鼻咽喉科医院(耳)
新富町2-21-8 ☎22-1535
- 7. 25(日)・・・高木整形外科医院(整)
小堤738-1 ☎33-4537
- 内科・小児科の休日診療
川越市休日急患診療所
小仙波町2-45-5 ☎23-0601
〔受付時間＝午前9時～11時
午後1時～3時
午後8時～10時30分〕
- 歯科の休日診療(急患のみ)
川越市予防歯科センター
三久保町18-5 ☎24-3891
〔受付時間＝午前9時～11時30分〕

●夏の赤ちゃん教室(特別編)

赤ちゃんとお母さんの楽しい広場です。保健婦による育児アドバイスもあります。
日時・・・8月6日(金)、午前10時～正午(受付時間＝午前9時45分～10時) 会場・・・保健センター 対象・・・平成5年4月・5月生まれの第1子とその母親 内容・・・育児の学習など 定員・・・先着25組 持ち物・・・母子健康手帳、バスタオル 申し込み・・・7月20日(火)、午前10時から電話で保健センター

●幼児のおやつと歯みがき教室

対象・・・2歳～就学前の幼児とその親 持ち物・・・タオルと今使っている歯ブラシ 申し込み・・・7月19日(月)、午前10時から電話で健康課保健指導係

月日	会場	時間
8. 6(金)	保健センター	午前10時15分～正午 受付時間＝午前10時～10時15分
8. 12(木)	高階南公民館	

●かみかみ食と歯みがき教室

対象・・・1歳～1歳3か月児とその親 日時・・・8月9日(月)、午前10時15分～正午(受付時間＝午前10時～10時15分) 会場・・・大東公民館 定員・・・20組 持ち物・・・タオルと今使っている歯ブラシ 申し込み・・・7月16日(金)から電話で健康課保健指導係

●明日のパパ・ママ教室

育児、妊婦体操などについて、実技を中心に学んでみませんか。
日時・・・8月2日～16日、毎週月曜日、午後1時30分～3時30分 会場・・・保健センター 対象・・・11月・12月ごろに第一子出産予定の夫婦 定員・・・先着25組 持ち物・・・母子健康手帳、冊子「すこやかな子を生むために」、筆記用具 申し込み・・・7月23日(金)、午前10時から電話で保健センター



予防接種、健(検)診日程表をご覧ください。



ちっちゃな顔 笑 (8か月・藤間) 松澤 希くん

●公民館等の乳児・乳幼児相談

内容・・・身体測定、育児相談、栄養相談 受付時間・・・午前10時～11時(8月4日(火)は午後1時30分～2時30分) 持ち物・・・母子健康手帳 申し込み・・・7月22日(休)、午前10時から電話で保健センター

月日	会場	対象児
8. 16(月)	南古谷公民館	2か月
8. 26(木)	霞ヶ関公民館	～就学前
8. 4(火)	アトレ地下1階コミュニティルームB	5か月～1歳未満

注意 アトレ地下1階のコミュニティルームBへは、バスターミナル側の1階ドアからご来場ください。

●保健センターの乳児・乳幼児相談

希望者は当日直接保健センターへ。
内容・・・身体測定、育児相談、栄養相談、歯科相談 受付時間・・・午前9時30分～11時 持ち物・・・母子健康手帳 問い合わせ・・・保健センター

月日	相談	対象児
8. 2(月)	乳児相談	7か月未満
8. 23(月)	乳幼児相談	7か月～就学前

●すくすく教室

保健婦と歯科衛生士による楽しい育児教室。相談にも応じます。
対象・・・平成4年9月・10月生まれのお子さん 定員・・・先着30人 持ち物・・・母子健康手帳 申し込み・・・7月27日(火)、午前10時から電話で保健センター

月日	会場	実施時間
8. 10(火)	高階公民館	午前9時30分～正午
8. 13(金)	西文化会館	
8. 27(金)	保健センター	(申込時に予約)

●離乳食と歯みがき教室

希望者は当日直接会場へ。
対象・・・4か月～6か月児とその親 日時・・・8月2日(月)、午前10時15分～11時30分(受付時間＝午前10時～10時15分) 会場・・・保健センター 持ち物・・・母子健康手帳 問い合わせ・・・健康課保健指導係

予防接種や各種検診
乳幼児健康診査などは

みんなの作文

日曜大工がすきな父



山田小学校四年 山岡 薫

わたしの父は日曜大工がすきです。この日曜大工を始めたきっかけは、おもちゃや絵本がだんだんふえてきて、「おもちゃ箱ほしいね。」と、母が言ったからです。

まだ、小さかったわたしは、はつきりはおぼえてないけれど、前の家のせまい庭で、一生けんめい作っている父のすがたは、なんとなく目にうかんできます。おもちゃ箱から始まって、レコードラック、ベッドとつくえ、引き出しラック、ビデオテーブラック、そして、今の家に来てから、リビングチェア、最後に、白いテラスです。

どを使っって一生けんめい作ってました。そんな時わたしは、できるだけ雨や雪がふらなければいいなあと思ったりしました。時々わたしは、コーヒーやお茶を持っていくと、「おう！」

と云って、あたたかそうに飲んでいました。ほんの少しだけ休んで、すぐに仕事にかかります。思わず「お父さん、がんばれ。」と心の中で言ってしまう。休みの日は朝から暗くなるまで、大工仕事にはげんでいました。そして三か月でとうとうかんせいです。わたしの姉はうれしくて、テラスのいすにすわったり、うろうろしたり、落ち着きませんでした。でも一番うれしく思っているのは、きつと父です。いたい思いをしたり、寒かたりしてできた、三か月です。本当にえらいと思います。「日曜大工すつとつづけるの。」と父に聞いたら、「うん、つづけるよ。」

白いテラスを作った時は、雪がチラチラふっていました。父は、白い息をはきながら、電気のかぎりやかなやとんかち

むりのないよう体に気をつけて、日曜大工にはげんでほしいです。父にごくろう様でしたと言いたいです。

おしゃべり倶楽部 52

気園木

泰山木



モクレン科常緑高木の泰山木。名前から中国の木かな、と想像したのですが、意外にも北アメリカ南部原産でした。日本に入ってきたのは明治の初めころ。「泰山木」は、葉や花の大きさをたたえてつけられた名前だそうです。「大木」とも書きます。

初夏には、白色で香りのよい花が咲きます。大きさは直径10～20cmほど。写真は中央小学校の東側玄関脇のもので、白蓮木という別名もあり、形はハスの花に似ています。

この種の木にはめずらしい常緑樹。独特の深緑色をした葉の間からのぞく花の白さが印象的でした。

短歌

歩短歌会



穏やかな地上に向けてセスナ機が市長選挙の声を張り上げ、おそくは使われること無き杖が父のベッドに立て掛けてあり、一本のロープに縋り、青年が蜘蛛のごとくにビルの窓拭く、私より、荒れ多き人の手に物渡すとき親しみおぼゆ、拡幅の工事の杭を打たれた我が家の庭の沈丁花咲けり、ひとしきり布団をたたき音すれば急かさるること家路をいそぐ、家兼に気兼ねをしつつ薬撒き葡萄づくりもきびしくなりぬ、健やかな日ありがたく神棚に赤飯供うわが誕生日、くらき顔の成人式のわが写真精一杯に生き来て見詰む、ポックリ寺のチラシを友が持て来ぬ笑いながらもどこか真顔にて、息の帰宅遅きを待てばストープに置く鍋の蓋湯気噴きて鳴る、いたわり合い過ぎし夫婦の後ろ見て旅せず遊ばし夫を思いぬ、春雪の秩父路に入れば武甲山の崩落の跡裾野まで見ゆ、耳遠くなりたる姉が姉妹会に大声で幼き日の事を言う、路地裏の塀に向かひて少年が馴れぬ手つきでタバコ吸ひるる、花びらと見紛うまでに白き蝶ふたつもつれて庭に飛び交う

的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場		
寺山	的場	天沼新田	川鶴一	的場	笠幡	的場	的場	的場	的場	的場	的場	川鶴三	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	的場	
山口恒子		水村浅子	富田求		鈴木稲子		清水正子		栗原八重		窪田定乃		伊藤忠臣		飯島とく		青木マズ子				

あたらだむ 52

Q 家を建てたいのですが、「建べい率」と「容積率」について教えてください。「建べい率」とは、敷地面積に対する建物の延べ面積の割合です。これは、消防活動がスムーズにできるなど、空き空間の確保のために設定されている規定です。具体的には、敷地百平方メートル、建べい率が五〇パーセント、容積率一〇〇パーセントの場合、建築面積五十平方メートル以下、延べ面積は百平方メートル以下の建物まで建てられます。市街化区域では、住宅系・商業系・工業系ごとの地域別に市街地整備を進めていくため、「用途地域」として区分けされています。この用途地域ごとに、建べい率・容積率は異なっています。このほか、地区計画などで建築の制約を受けることもあります。詳しくは、都市計画課(☎内線552)へ。

響け歌声！みんな輝けコンサート

午前9時30分〜 出演者会場入り、リハーサル



▲先生といっしょに。▼ワゴン車から車イスに乗り換えて。

9:50AM〜 リハーサル開始



舞台監督(右上)の指揮で、本番さながら。



正午〜 昼食



▲本番前のひととき。約70人のボランティアが、200人の出場者を陰で支える。

午後1時〜 さあ、本番



▲8団体が集まった「構成詩」。社会で働く仲間の現実、母の思い、将来の夢を発表した。



▲紹介され、大きな声で応える。▲喜びを体いっぱいに表示。▲みんなで声をそろえて。



▼スポットライトが、ひとりひとりを包む。

▼ステージ上でしっかりとつないだ手が、「いっしょに頑張ろう」と励ます。



▲閉幕。「ほく、よかった?」「うん、よかったよ」。そんな会話も弾む。



▲振り絞るように、声。



▲マットレスの席。▲司会者と手話。

障害のある人となない人がいっしょにステージに立ち、共に音楽を楽しむ「第七回みんな輝けコンサート」(同実行委員会主催)が、六月十三日(日)、市民会館で開催。美しいハーモニ、夢の調べ、「働いているんだうれしいよ 胸の辺りでずんずん音がして 涙が出るよ ことばにならない」の合唱など、十三団体、約二百人が、自慢の「歌声」を約千人の観衆に披露しました。

このコンサートの目的は、次の三つ。音楽を通して、①障害を持つ人への理解を広げてゆこう②障害を持つ人も持たない人も心の豊かさを取り戻そう③障害者自身も楽しもうというもの。今回は、民間企業で働く障害者を持った人たちの問題、夢などが取り上げられました。

参加者の声

「みんなといっしょに歌うのが楽しい。たくさんの方の拍手がもらえてうれし」
「鹿島宏修さん(21歳・上野田町)」
「参加することは、息子自身にとって他の障害者のことを理解する良い機会だと思っています。社会への適応性も出てきました」
「鹿島信行さん(54歳・同)」
「いろいろな人たちと交流できるのがうれしい。楽しみにしていました」
「宮本朱美さん(県立盲学校高等学校三年)」
「障害者の人たちといっしょにできることを、小学生の子どもが楽しそうに話していました。初めて経験する手話を、楽しそうに練習していました」
「小沢洋子さん(33歳・狹山市)」

「この日のために、六か月前から準備してきました。障害があっても、舞台

に上れば体いっぱい使って明るく表現してくれます。子どもたちの笑顔を見ると、疲れも抜けますね」
「舞台監督・森田正治さん(42歳・志多町)」
「照明、音響など、すべて手作りのコンサートです。毎年、関係者は年が明けると、楽しみにしています」
「高橋定己さん(40歳・山田)」

「新しい友達ができると思って来ました。障害者の楽しめる場が少ないので、良い機会だと思います。みんなで合唱できる曲がもつとあれば、いいですね」
「小澤純さん(27歳・狹山市)」
「ステージでは、みんなイキイキとしていました。障害者と自然に触れ合う場を多く体験すれば、障害者への偏見が無くなると思います」
「飯川優子さん(19歳・霞ヶ関北四)」

まちのできごと トーク 109パレット

川越市の面積は109.18km²

俳句で川越の街を詠む

朝俳句会(俳人協会評議員・岡本陣さん主宰)埼玉支部の川越吟行が、6月12日(土)に実施。約40人の参加者は午前中、喜多院、本丸御殿、一番街などを巡り、手帳に句をメモ。午後、中央公民館分室で、発表しました。「特にしだれ桜、竹やぶなどがある中院辺りが好き」と話す岡本さんは 緑なほ深むべく咲く右楯かな と一句。



左から2番目が岡本さん。

正しい知識でエイズ予防を

6月12日(土)、エイズ・あなたは怖いですか?をテーマに「第3回おんなのフォーラム」が、やまぶき会館で開催。パイオケミスト・高木美也子さんが講演した「正しい知識と理解」、パネルディスカッションで出された「陽性告知をするのがつらかった。皆さんに、予防を考えてほしい」などに約300人が熱心に聞き入っていました。



イタリア・ベルガモへの旅

鈴木啓蔵(62歳・旭町2)

ここ数年、年1回のイタリア旅行で、ルネッサンスとかかわりのある小都市を訪ねています。今回はベルガモ。北イタリアの中心、ミラノから国鉄で1時間の古都です。

ローカル線も近代化されて2階建の客車、昔ながらの古い鎖の連結器など、新旧チグハグ。駅から広々とした新市街の都市を徒歩15分、急傾斜の山道をケーブルカーで登り旧市街に入ります。切符売り兼運転手のおじさんに料金70円を払い、山上の都市へ。

外敵の侵入と当時恐ろしかった低地のマラリアを避け、山上に造られた14世紀の都市。居住者のみに車が許される曲がりくねった狭い道、500年前の建物。時間が停止したようにオペラや映画で見た古いヨーロッパが、静止画像として生きています。時々現われる噴水のある広場。迷路のような石畳の小道。ひたすら歩き回り、疲れて入った小さなレストランで食べたイノシシの生ハムとチーズたっぷりのスパゲティ、自家製のワインをたらふく飲んで1人1,000円余り。2時間ほどかけた豪華な昼食でした。ペンションの宿泊費も朝食付きで1人3,000~4,000円。「天国への旅」の気分でした。

イラストコーナー



鈴木敦(9歳・福田)

川越の伝説 75

しゅげん者と狐きつね（名細地区）

むかしのおはなしです。上戸の日枝神社のうらあたりは木がうっそうと茂り、ひるなお暗いところを人化かす狐がたくさんおったそうです。ある日のこと一人のしゅげん者が森の中を通りかかりました。すると木の根もとで狐がコックリコックリとひるねをしておりました。しゅげん者はおもしろがって「わあ！たいへんだ。りょうしがきたぞ！」と大声でいつて小石をポイとぶつけました。狐はびっくりぎょうてん一目散で逃げだしました。「ワハハハ……狐のやつめ、人間さまに化かされたわい」。しゅげん者はとくいそうに笑いました。その夜の仲間間ものが急病になってたおれています。すぐ来て下さい」といいますので、しゅげん者はすぐに出かけました。ほおかむりの男は足がはやく「おい、待ってくれ」としゅげん者がいますが、なかなかおいつけません。ちゃんといいて行かなければ仲間のところへ行けないとおもいますので、ひつして歩きますがどうしても、おいつきません。とうとう東の空がしらみはじめました。さすがのしゅげん者もつかれましたので「ちよつとやすもう」と腰を下ろし、あたりをよく見ますとなんとそこは、ひるま通った日枝神社のうらの森の中だったので、ひるまの狐がおこつていしゅげんがえし（しかえしのこと）をしたということでした。

川越市教育委員会社会教育課刊行「川越の伝説」から



絵と文 池原昭治さん



とんち日記

このごろ、取材して戻る職員の顔は、日増しに黒くなってきた。暑さに負けず、紙面作りに懸命である▶この時期、うれしいのは、冷たいものとボーナス。夏の寒い話だが、先日官報に「ボーナスからも住民税徴収」と載っていた。国では、昭和45年ごろ、毎月の納税額を減らし、心理的な重税感を軽減するため、徴収回数を10回から12回に増やした。今回も同じ目的らしい。前回の導入では、数年間にわたり、会社や市の担当者が事務処理に苦勞した。導入の是非は、課題を検討し、1～2年後に決定するという。ボーナスからも住民税を徴収される日が、やがて来るのだろうか。

TV

わが街川越 番組ガイド

38ch テレビ埼玉 毎週火曜日 午後5時30分～5時40分 匣午後10時15分～10時25分

■一部変更になることがあります。あらかじめご了承ください。



上寺山のまんぐり



★市立図書館で平成3年度放送分までの「わが街川越」が見られます。

7.13

TUESDAY

「能」を知る ～能を知る集いから～

7月3日(土)、やまぶき会館で行われた「能を知る集い」(川越水川の杜「薪能」実行委員会主催)にTVカメラが入りました。金春流シテ方・本田光洋さんの実演を交えた解説、能の装束、魅力、鑑賞のしかたなどを紹介します。

7.20

TUESDAY

伝統行事シリーズ まんぐり

上寺山の八咫神社で行われる「まんぐり」は夏神のお祭り。悪魔払いの意味もあり、市の無形民俗文化財に指定されています。ボンテン作り、行列、川の中での祈とうの様子などを紹介します。

7.27

TUESDAY

収穫の喜び 楽しんでます市民農園

農地を持たない人たちに貸す、農業ふれあいセンターの「市民農園」。サラリーマン家族などが丹精込めて育てたキュウリ・トマトなどの夏野菜。番組では、収穫に沸く市民農園の様子を紹介します。

広報川越 818

■発行/平成5年7月10日(毎月10日・25日発行)

■編集/川越市広報課 〒350 埼玉県川越市元町1-3-1 ☎0492-24-8811内線433

■発行人/川越市長 舟橋功一

■印刷/尙新広社